

日本スポーツ仲裁機構第 11 回理事会議事録

日時 2009 年 2 月 5 日（木） 13：30～15：30

場所 日本スポーツ仲裁機構 事務局

出席者 理事：板橋、岩坪、岡崎、小幡、佐藤、菅原、道垣内、野口（委任状：荻原）
欠席（監事：川原、辻居）
欠席（オブザーバー仲裁人候補者幹事：小寺）
事務局：上田、小川、櫛田

（敬称略）

0. 開会、定足数の確認

道垣内機構長により開会が宣言され、定足数の確認が行われた。8 名の理事（内委任状 1 名）が出席であり、日本スポーツ仲裁機構規程第 23 条 1 項に定められている定足数を満たした。

1. 当機構の一般財団法人への移行→【資料 1、2】

(1) 新しい組織の概要と移行措置についての説明

当機構の一般財団法人への移行について、資料 1 をもとに、新しい組織の概要と移行措置についての説明が行われた。

(2) 当機構の解散の決定

当機構規程第 29 条に基づき、2009 年 3 月 31 日をもって日本スポーツ仲裁機構を解散することを全会一致で決定した。

(3) 当機構の解散に伴う残余財産の寄付についての決定

同規程第 30 条に基づき、当機構の解散に伴う残余財産は一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に寄付することを全会一致で決定した。

(4) 一般財団法人日本スポーツ仲裁機構の新しい定款の採択

資料 2 をもとに、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構定款について説明がなされた。若干の修正提案があり、それらの修正を盛り込んだものを全会一致で採択した。ただし、定款の条項に関しては、今後、法人化までの手続の過程で修正が必要となり得ることに鑑み、最終的な定款の条項（ただし、重大な変更がないことを条件とする。）については機構長に一任することを全会一致で決定した。

2. 2008 年度の事業報告及び収支決算（双方とも見込み）の承認→【資料 3、4】

資料 3（基準日 1 月 31 日）及び資料 4 をもとに、2008 年度事業報告及び収支決算を、期末までにあり得る数字の変動を含めて（ただし、重大な変更がないことを条件とする。）全会一致で承認した。

3. 2009 年度の事業計画及び収支予算の決定→【資料 5、6】

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構定款附則第 3 項に基づく決定として、資料 5 及び資料 6 をもとに、2009 年度の事業計画及び収支予算（旅費交通費及び雑費につき修正がされたもの）を全会一致で決定した。ただし、2009 年度収支予算については、をこのうち、資料 5 の項目 7 に係る日本スポーツ仲裁機構精算団体については、次の概要の組織とすることとされ、詳細については機構長に一任することを全員一致で決定した。

日本スポーツ仲裁機構清算団体の組織概要

- ・ 目的：法人格のない日本スポーツ仲裁機構解散後、その残務処理を行う。
- ・ 業務：(1) 法人格のない日本スポーツ仲裁機構の 2008 年度決算の最終確定
(2) (1)の決算についての外部の公認会計士による監査に係る事務処理
(3) 法人格のない日本スポーツ仲裁機構が一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に拠出した金額を超える残余財産の后者の機構への寄附
- ・ 組織：法人格のない日本スポーツ仲裁機構の機構長を責任者とし、同機構の監事 2 名がその業務を監査する。
- ・ 存続期間：法人格のない日本スポーツ仲裁機構解散後、上記の業務の完了までとし、業務完了の日に解散する。

4. その他

板橋専務理事から、シンポジウムの企画に関連して、(独)日本スポーツ振興センターの振興くじ助成について説明があり、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構が申請する場合に考慮すべき事項等について議論された。

この理事会の議事録署名人として、機構長と板橋専務理事を選任した。

以上

配付資料リスト

- 資料 1 JSAA の新体制への移行について
- 資料 2 一般財団法人日本スポーツ仲裁機構定款 (案)
- 資料 3 2008 年度事業報告 (案)
- 資料 4 2008 年度暫定収支計算書 (案)
- 資料 5 2009 年度事業計画 (案)
- 資料 6 2009 年度収支予算書

上記の通り相違ありません。

2009 年 2 月 19 日

議事録署名人

機構長：道垣内 正人 /s/

専務理事：板橋 一太 /s/